

中小企業展示商談会出展支援事業費補助金のよくあるお問合せについて【随時更新】

カテゴリと番号		質問	回答
対象展示商談会	1	開催目的が BtoB （企業間取引）に限っておらず、一般消費者へその場で製品等を販売することも可能となっている展示商談会も対象となるか。	展示商談会の主たる開催目的が BroB （企業間取引）の商談であれば、一般消費者への販売も一部可能となっている展示商談会でも対象となります。 ただし、一般消費者への販売が主たる開催目的となっている展示商談会は対象となりません。
対象展示商談会	2	「オンライン上のみで開催されるものは除く」とあるが、リアルな展示商談会と併せてオンライン展示商談会も併催される場合は対象となるか。	リアルな展示商談会が開催されるのであれば、オンラインを併催していたとしても対象となります。 ただし、補助対象経費は以下のとおりです。 ①リアルな小間料金に、オンライン出展が無料でついてくる場合 小間料金の全額が補助対象となります。 ②オンライン出展にかかる料金が別に必要であり、契約書・請求書等に内訳が明示されている場合 契約書・請求書等に記載のオンライン出展の小間料金を除いた、リアルな小間料金が補助対象経費となります。
対象経費	1	「出展小間料金」が対象となるとのことだが、備品や装飾を含むパッケージプラン等の料金は対象になるか。	備品や装飾を含むパッケージプラン等で、主催者によって契約書・請求書等に内訳が明示されていない場合は、小間料金に準じるものとして、パッケージプランの総額を対象経費とします。 小間料金とそれ以外の内訳が契約書・請求書等に明示されている場合は、小間料金のみが対象経費となります。 また、オプションで付けた備品や装飾については対象外です。
対象経費	2	早期割引で小間を契約をしているが、早期割引の額か、正規の小間料金か、どちらが対象経費となるか。	実際に支払った小間料金が対象経費となりますので、早期割引の額になります。 ただし、補助下限額が 10万円 となっており、1小間（最低申込可能な小間）について、実際に支払った金額が 15万円 を超えない場合は対象となりませんのでご注意ください。
補助事業者	1	主たる事務所又は事業所の「主たる」とは何を指すのか。	原則、登記簿上に府内の事務所又は事業所を「本店」として登録していることです。 本店は府外であるものの、事業の主たる部分が府内の事務所又は事業所にある場合は、登記簿上に「支店」として府内の事務所又は事業所が登録されていれば、会社概要等も参考に判断します。
申請	1	既に展示商談会に出展している場合でも申請可能か。	要件を満たし、申請期間内であれば、【事後申請方式】にて申請可能です。 申請時に当日の会場マップやブースの写真等が必要となりますので、併せてご提出してください。
申請	2	既に展示商談会主催者に小間料金を支払い済だが、申請可能か。	要件を満たし、申請期間内であれば、申請可能です。
申請	3	補助金の申請時点で、展示商談会に小間契約していなくても申請可能か。	申請時点で小間契約をしていなくても、申請可能です。 申請時には、出展小間料金や展示商談会の概要のわかる募集要項等を提出してください。
申請	4	申請受付期間が令和7年10月31日までとなっているが、令和7年12月1日に出展する場合も申請可能か。	令和8年2月8日までに開催初日を迎えるなど、要件を満たす展示商談会であれば、対象となります。 ただし、申請受付締切は令和7年10月31日ですので、出展前に【事前申請方式】で申請をしてください。
申請	5	申請できる時間帯はいつか。	申請は「大阪府行政オンラインシステム」からオンラインで申請してください。 申請期間内であれば、24時間受付しております。ただし、申請期間の最終日（10月31日（金））は17時00分までとなります。

申請	6	大阪府が実施している「大規模展示商談会活用事業（出展支援事業）」の補助を受けている場合、申請可能か？	申請可能です。
事業の変更	1	交付決定を受けたが、出展をとりやめることとなった。どうすればいいか。	取下げの手続きをしてください。（お早めにコールセンターにお問い合わせください）
事業の変更	2	交付決定を受けたが、出展する展示商談会を変更したい。	取下げの手続きをした上で改めて申請してください。（お早めにコールセンターにお問い合わせください）